



平成27年11月17日
国 土 交 通 省

航空法施行規則の一部を改正する省令等の制定について ～無人航空機の飛行の許可等の事前受付を開始します～

無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の飛行に関する基本的なルールを定めることを内容とする航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号。以下「改正法」という。）が平成27年12月10日に施行されます。これに伴い、無人航空機の飛行の禁止空域や飛行の方法等の詳細について定めるため、航空法施行規則の一部を改正するとともに、所要の告示の整備を行いました。（別紙1）

さらに、飛行禁止空域における飛行や飛行の方法によらない飛行については、国土交通大臣による許可又は承認（以下「許可等」）が必要となることから、許可等の審査要領を定めました。（別紙2）

本日から改正法施行にあたっての許可等の事前受付を開始しますので、特に施行日（12月10日）直後に許可等が必要な無人航空機の飛行をお考えの場合には、お早めに以下の問い合わせ・相談窓口までご連絡をお願いいたします。

※無人航空機の飛行ルール等の詳細については、国土交通省の以下のホームページに掲載しております。

ホームページ：http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

※また、許可等の申請の方法（申請書の様式、申請先等）も同ホームページに掲載しております。

【問い合わせ・相談窓口】

国土交通省 航空局 安全部 無人航空機窓口

電話：03-5253-8111（国土交通省代表）

内線：50157、50158、50216、50226、
48182、48303

直通：03-5253-8737、03-5253-8696

Fax：03-5253-1661

Email：hqt-jcab.mujin@ml.mlit.go.jp

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の安全な飛行に向けて！

航空法が改正され、2015年12月10日に、無人航空機を飛行させる際の飛行ルールが施行されます。

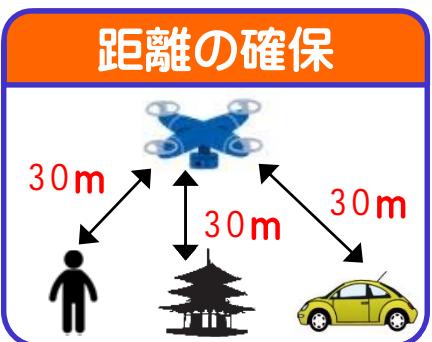
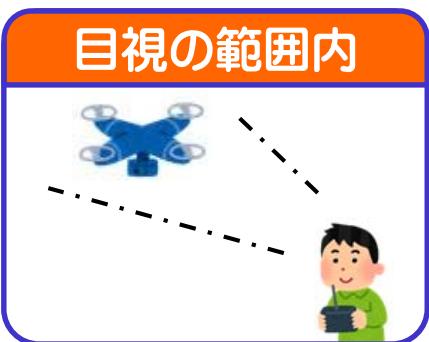
★飛行禁止空域

次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されていますので、ご注意ください！飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要ですので、所定の手続きを行ってください。



★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！これらの方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要ですので、所定の手続きを行ってください。



航空法改正の詳細や申請の方法についてはhttp://www.mlit.go.jp/koku/koku Tk10_000003.htmlをご参照下さい。不明な点等ございましたら、以下の問い合わせ窓口までご相談下さい。

【国土交通省 航空局 安全部 無人航空機窓口】

電話 : 03-5253-8111(国土交通省代表)

内線 : 50157、50158、50216、50226、48182、48303

直通 : 03-5253-8737、03-5253-8696

E-mail : hqt-jcab.mujin@ml.mlit.go.jp

航空法施行規則の一部を改正する省令及び告示（概要）

1. 背景

無人航空機の飛行の禁止空域や飛行の方法等について定めることを内容とする航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号。以下「改正法」という。）が公布された（平成27年9月11日）ことに伴い、同法による改正後の航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）において、無人航空機の具体的な飛行の禁止空域や飛行の方法等の詳細については、国土交通省令に委任されたこと等を踏まえ、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）等について、所要の改正等を行う。

2. 改正等の概要

- (1) 重量が200g未満の機器を、航空法上の無人航空機から除く。
- (2) 無人航空機の飛行を禁止する空域について、以下のとおり定める。
 - 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域
 - ① 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
 - ② 地表又は水面から150m以上の高さの空域
 - 人又は家屋の密集している地域の上空
国土交通大臣が告示で定める年（※）の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）の上空
※今般、告示で平成22年と定めることとする。
 - (3) 無人航空機の飛行の方法について、以下のとおり定める。
 - 人又は物件との間に保つべき距離
無人航空機を飛行させる際、人又は物件との間に保つべき距離として30メートルと定めることとする。
 - 無人航空機による輸送を禁止する物件
無人航空機により輸送してはならないものとして、火薬類、高压ガス、凶器など、航空機の場合（規則第194条第1項）と同様の物件を定めることとする。
 - (4) 飛行の禁止空域における飛行の許可、法に定める飛行の方法によらない飛行の承認に係る申請書の記載事項として、当該無人航空機の機能・性能、飛行経歴、飛行させる際の体制等を定めることとする。
 - (5) 国、地方公共団体及びこれらの者の依頼を受けた者が、緊急性があるものとして捜索又は救助の目的で無人航空機を飛行させる場合は、(4)の許可及び承認の規制対象外とするための規定を置くこととする。

3. スケジュール

施 行 日 : 平成27年12月10日（改正法の施行日）

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（概要）

1. 背景

無人航空機の飛行の禁止空域や飛行の方法等について定めることを内容とする航空法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）が公布された（平成 27 年 9 月 11 日）。これに伴い、飛行禁止空域における飛行や飛行の方法によらない飛行については、国土交通大臣による許可又は承認（以下「許可等」という。）が必要となることから、当該事務を行うための審査要領を定める。

2. 概要

○申請方法

- ・飛行開始予定日の 10 開庁日前までに申請書の提出を求める。
- ・同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合の申請は、包括して申請することを可能とする。
- ・飛行の委託を行っている者が受託先の飛行をまとめて申請する場合や、複数の者が行う飛行をまとめて申請する場合などに、代表者による代行申請を可能とする。
- ・許可等の期間は原則として 3 ヶ月以内とするが、申請内容に変更を生ずることなく、継続的に無人航空機を飛行させることができると認められる場合には 1 年を限度として許可等を行う。

○許可・承認の基準

- ・許可等の審査においては、①機体の機能及び性能、②無人航空機を飛行させる者の飛行経歴・知識・技能、③安全を確保するための体制の 3 つの観点から、『基本的な基準』と『飛行形態に応じた追加基準』を定め、それらへの適合性について判断する。
- ・また、様々な飛行形態が想定されること、今後の技術開発の進展による安全性向上が見込まれること等から、上記 3 つの観点から総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合について柔軟に対応することとする。
- ・原則として、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを求めることとし、人又は家屋の密集している地域の上空や催し場所の上空において飛行させる場合であっても、第三者的上空で無人航空機を飛行させないことを求める。
- ・やむを得ず、第三者の上空で飛行させる場合には、追加的な安全対策を求める。
- ・安全確保のため、無人航空機を飛行させる者を補助する補助者の配置を求める。
- ・無人航空機の安全な飛行を行う体制が維持されるよう、飛行マニュアルの作成を求める。

3. スケジュール

施行日 : 平成 27 年 12 月 10 日（改正法の施行日）